

下関市上下水道局告示第 3 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 1 3 日

下水道法第 9 条の規定に基づき、下関市公共下水道の供用及び下水処理の開始を次のとおり定めた。

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 林 義之

1. 供用及び下水処理の開始年月日

令和 7 年 3 月 3 1 日

2. 下水の排除及び処理の開始区域並びに、その終末処理場の名称、位置

山陰処理区

武久処理分区、綾羅木処理分区、安岡処理分区、吉見処理分区の各一部
(山陰終末処理場：下関市大字垢田字洞の上)

山陽処理区

みもすそ川処理分区、前田処理分区、長府処理分区、小月処理分区、王喜処理分区、吉田処理分区の各一部
(山陽終末処理場：下関市乃木浜二丁目 2 1 9 2 番地)

川棚小串処理区

川棚小串処理区の一部
(豊浦中部浄化センター：下関市豊浦町大字川棚 6 7 4 3 番地 1)

3. 排水施設の位置

山陰処理区

(1) 武久処理分区

棕野町二丁目の一部

(2) 綾羅木処理分区

一の宮卸本町、形山町、大字田倉、大字勝谷、綾羅木本町七丁目の各一部

(3) 安岡処理分区

梶栗町四丁目、横野町三丁目の各一部

(4) 吉見処理分区

吉見古宿町、吉見本町一・二丁目、吉見新町一・二丁目、吉見里町

一・二丁目の各一部

山陽処理区

(1) みもすそ川処理分区

みもすそ川町の一部

(2) 前田処理分区

前田一・二丁目の各一部

(3) 長府処理分区

長府三島町の一部

(4) 小月処理分区

小月駅前一丁目、小月宮の町の各一部

(5) 王喜処理分区

松屋本町一・二丁目、松屋上町一・二丁目、松屋東町二丁目の各一部

(6) 吉田処理分区

大字吉田の一部

川棚処理区

豊浦町大字川棚の一部

4. 排水施設の方式

分流式

5. 図面の縦覧期間及び場所

期 間 令和7年3月14日から

場 所 市ホームページ

以上